

# 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年3月26日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公告件名：全世界(広域)海上保安分野における海洋状況把握(MDA)に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：  
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：  
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

## 入札説明書

### 【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界(広域)海上保安分野における海洋状況把握（MDA）に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a01052

#### 【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月26日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界(広域)海上保安分野における海洋状況把握(MDA)に係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)<sup>1</sup>

(4) 契約履行期間(予定)：2025年6月から2026年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
	競争参加資格確認申請書	2025年 4月 4日 12時まで
	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2025年 4月 11日 まで
1	資料ダウンロード期限	2025年 4月 1日 まで

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2	入札説明書に対する質問	2025年 4月 2日 12時まで
3	質問への回答	2025年 4月 7日 まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025年 4月 18日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年 5月 12日 11時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （4）競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等につい

て、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、技術提案書等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記2.(3)参照
- 2) 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの48-49ページに記載する10点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法： 上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_  
(法人名)」)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- 4) 確認結果の通知：上記2.(3)日程の期日までにメールにて通知します。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

#### 5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3)日程参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/C0ZfkUAWFP>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

## (2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

## (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

### 1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

### 2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札

システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

### 3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書(または別見積書)」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

### (3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
(ただし、パスワードを除く)

### (4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

### (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICA にて責任をもって削除します。

## 8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。<sup>2</sup>

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

---

<sup>2</sup> この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

#### (4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

#### (5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

### 10. 落札者の決定方法

#### (1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

#### (2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

#### (3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100 点
- ② 価格評価点：(最低見積価格／それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

#### （4）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

#### （5）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

### 1 1. 契約書作成及び締結

- （1）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （2）速やかに契約書を作成し締結します。
- （3）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

### 1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

自由で開かれた海洋の実現は、我が国のみならず、世界中の全ての国にとって経済・社会の発展の礎であり、国際社会の平和と繁栄に不可欠である。しかしながら、海難事故や自然災害、油流出事故に加えて、密航、密輸、密漁などが、海上の安全や治安を脅かしている。また、海賊及び海上武装強盗、テロ組織や国際的犯罪組織による不法行為、地域紛争などによる船舶の円滑かつ安全な運航への影響など、海洋の安定的な利用に対する脅威・リスクが高まっている。安全な航行確保や海洋の安全保障上の課題が広範化・多様化しており、一国のみでの対応は困難になっている。このような状況の中、海洋に関連する多様な情報を集約・共有することで、海洋の状況を効果的かつ効率的に把握する「海洋状況把握（Maritime Domain Awareness、以下「MDA」という。）」の強化の重要性が高まっている。

我が国周辺海域を取り巻く情勢もより一層厳しさを増しており、海洋に関する国益はこれまでになく深刻な脅威・リスクにさらされている。日本政府は、第4期海洋基本計画（2023年4月閣議決定）において、国際的な海洋秩序の維持・発展のために、シーレーン沿岸国等との連携強化を通じ、シーレーン沿岸における安全保障環境の改善に取り組み、シーレーンの安定的利用を確保とするとしている。また、「海洋の安全保障の強化に貢献する施策」の一つとして「海洋状況把握（MDA）能力の強化」を位置付けており、その具体的な方向性が示されている。さらに、「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（2023年12月、総合海洋政策本部決定）」において、以下4つのアプローチを通じて、MDAの総合的な能力を強化し、海洋の「可視化」を一層向上させることが定められている。

- i. 情報収集体制～海洋を見る「目」の強化
- ii. 情報の集約・共有体制～情報をつなぐ「神経」の強化
- iii. 国際連携・国際協力～国際的なネットワークの強化
- iv. 情報の利用～AI等を活用したソリューションの強化

JICAはこれまで海上保安庁の全面的な協力を得て、日本の技術、知識、知見や経験を活かし、東南アジア及び南アジア諸国の海上保安機関に対し、組織体制づくりや人材育成等のソフト面の協力に加え、巡視船艇などの機材整備等のハード面の協力を、資金協力と技術協力により一体的に行ってきた。さらに、今後は上述の日本政府の方針も踏まえつつ、各国のMDA能力の強化を図り、地域全体として海上保安能力を高めていくことが重要である。

## 第2条 調査の目的と範囲

### (1) 目的

対象国における海上安全、治安、環境保全等の現状を確認し、各国の海上保安の確保に必要な MDA 能力を検討・分析し、現状を踏まえて、情報の収集や集約・共有の体制等における課題を抽出し、我が国が協力し得る内容を取りまとめる。また、各国パートナーが東南アジア及び南アジア諸国等に提供している MDA に係る情報収集のためのアセットや情報の集約・共有体制を整備するための協力等について調査を行い、今後、JICA が協力方針案を検討するための参考資料を整備する

### (2) 対象国

(ア) フィリピン、インドネシア、マレーシア、バングラデシュ、スリランカ

(イ) MDA の情報収集のために使用されているアセット（研究開発中のものを含める。）及び情報の集約・共有体制を整備するための協力に関する調査は、全世界を対象とする。

### (3) 方法

フィリピン、インドネシア、マレーシアは、2023 年 11 月から実施中の「海上保安分野協力戦略策定のための情報収集・確認調査」において実施した現地調査の結果を活用することとし、国内調査のみ行う。バングラデシュ及びスリランカは現地調査を実施し、その他の対象国は現地調査を行わず国内調査とする。

## 第3条 調査実施の留意事項

(1) 調査の性格上、情報管理に留意し、報告書において公開する情報と、非公開とする情報を明確に区別しつつ調査を行う。

(2) 本調査は、対象国の海上保安能力の現状に鑑みて、その能力の強化に MDA を如何に活用できるかを検討し、日本が協力し得る内容を提案することが主たる成果の一つであることに留意する。

(3) バングラデシュ、スリランカは各国 1 回の現地調査を実施する。現地調査にあたっては JICA バングラデシュ事務所及び JICA スリランカ事務所と連携することに留意する。

(4) 本調査においては、日本への国益の観点からも情報を整理し、国土交通省や海上保安庁等の関係機関との連携に留意する。

## 第4条 調査の内容

### (1) 業務計画書の策定及びインセプション・レポートの協議

#### 1) 業務計画書及びインセプション・レポート

業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。また、インセプション・レポート（案）を作成し、内容に関し発注者の承認を得る。

#### 2) インセプション・レポートの説明・共有

JICA 内関係部署（在外事務所含む）、及び必要に応じて海上保安分野関係者にインセプション・レポートを説明する。本調査の目的、実施方法、実施体制等、本調査の概要を説明・共有する。

### (2) 海上保安分野における情報収集から分析・意思決定に至る一連の MDA 活用のあるべき姿を検討

国内において海上保安分野における MDA を活用したモデルケースを検討し概要を整理する。特に、情報収集、収集した情報の集約、そして分析・意思決定に至

る一連の流れを整理し、各フェーズに必要となる能力をリスト化する。なお、「海上保安分野協力戦略策定のための情報収集・確認調査」（現在調査中）を含め JICA から必要な情報を適宜提供する。

- (3) 調査対象国が海上安全、治安、環境保全を確保するために保有すべき具体的な MDA 能力を検討<sup>3</sup>。具体的な MDA 能力の内容は、以下のようなイメージである。
  - 1) 海上の安全（航行安全、救難救助等）を確保するために必要な MDA 能力  
船舶の航行状況管理及び漂流者の搜索域の予想のための船舶自動識別装置（AIS）、VHF（超短波）無線機、沿岸監視レーダー、衛星、潮流情報等。
  - 2) 海上の治安（海上犯罪等）を確保するために必要な MDA 能力  
IUU 漁業・密輸・密航船の検知のための AIS、VHF 無線機、沿岸監視レーダー、衛星等。
  - 3) 海上の環境保全（油防除等）を確保するために必要な MDA 能力  
流出油の広がり域の予想のための衛星、潮流情報等。
- (4) 調査対象国の海上保安における MDA 能力の現状を調査  
以下の項目について、公開されている情報及び JICA が保有している既存の情報をアップデートし整理する。
  - 1) 調査対象国の MDA 情報収集体制の現状と課題を調査する。
  - 2) 調査対象国の MDA 情報の集約・共有体制の現状と課題を調査する。
  - 3) 調査対象国の MDA 情報の収集、分析、意思決定、行動に至る一連の流れに関する現状と課題を調査する。
  - 4) 調査対象国の法体制（軍との関係性を含む。）等のその他 MDA に関する現状と課題を調査する。
- (5) MDA に係る協力と技術について調査<sup>4</sup>  
日本や米国、国連をはじめとした各国が保有する、MDA に係る情報収集のための手段及び情報集約のための手段を整理する。また、他国に対してどのような提供を行っているか、どのような課題があるか等について整理しリスト化する。
  - 1) 日本及び他国・他機関が行っている MDA に係る協力の現状
  - 2) MDA 情報収集のためのアセットの概要、性能、価格、保有状況、維持コスト、開発途上国における課題等（MDA 情報収集のためのアセットとして想定するのは、衛星（海外広域合成開口レーダー（SAR）、広域 SAR、衛星 AIS、衛星 VDES（VHF Data Exchange System）、電波収集、民間衛星群、小型 SAR コンステレーション、光学衛星、HawkEye 等）、航空機、無人航空機（UAV）、ドローン、巡視船、沿岸監視レーダー等。）
  - 3) MDA 情報の集約・共有体制の概要、性能、価格、保有状況、維持コスト、開発途上国における課題等（MDA 情報の集約・共有体制として想定するのは、SeaVision、海洋状況表示システム（海しる）、通信システム、AIS、その他情報を集約するシステム等。）
- (6) MDA の活用例についての検討及び提案  
以下について仮説を立て実施の可能性について検討する。
  - 1) 衛星を活用した MDA 能力を向上するための具体的な運用について検討し提案する。

---

<sup>4</sup> MDA に係る協力と技術について 1) ~ 3) をどのように調査し、どのように取りまとめて情報を整理するか具体的な方針を技術提案書で提案下さい。

- 2) MDA 能力向上のために水産行政、漁業協同組合等との関係構築による水産分野との連携について検討し提案する。
- 3) 調査対象国に対する海しるの提供に伴う具体的な運用と日本への影響について検討し提案する。
- (7) 調査対象国向けに MDA を活用して海上保安能力を向上するための協力内容・実装方法について提案<sup>5</sup>  
調査対象国における課題の分析を踏まえ今後の協力及び現行の資金協力及び技術協力の両面から JICA が行う協力について提案する。また、課題別研修等の既存の協力について MDA が活用できるか具体的な提案を行う。

## 第5条 報告書等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち調査報告書を最終成果品とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、調査報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき、各成果品を提出する。

### (1) 業務計画書

記載事項：業務の実施方針、内容、実施体制、作業計画等

提出時期：2025年7月中旬

部 数：電子データ（和文）

### (2) インセプション・レポート

記載事項：業務の実施方針、内容、実施体制、作業計画等

提出時期：2025年7月中旬

部 数：電子データ（英文）

### (3) 中間報告書

提出時期：2025年11月末日

記載事項：

- 対象国海上保安関係機関が保有すべき MDA 能力のラインナップ（案）
- 各国の情報収集アセットのラインナップ（案）
- 調査対象国の MDA に係る現状と課題及び JICA が実施する協力事業の対比表（案）
- MDA の活用例についての検討と提案（案）
- 調査対象国向けの JICA 事業協力計画（案）

### (4) 調査報告書

提出時期：契約履行期間の末日

---

<sup>5</sup> JICAが実施する協力内容・実装方法について、現時点でのアイデアを技術提案書で提案下さい。

電子データ：CD-R 2枚（公開版（1枚）、非公開情報（1枚）を分けて作成）

記載事項：

- 対象国海上保安関係機関が保有すべき MDA 能力のラインナップ
- 各国の情報収集アセットのラインナップ
- 調査対象国の MDA に係る現状と課題及び JICA が実施する協力事業の対比表
- MDA の活用例についての検討と提案
- 調査対象国向けの JICA 事業協力計画

情報管理：

- 日本語版と英語版の調査報告書を 1 枚の CD-R に格納する。調査の性質に鑑み、公開可能な情報を取りまとめた調査報告書と非公開とする情報を含む調査報告書の 2 枚を作成する。

#### 第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項**  
**(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	MDAに係る協力と技術について具体的な調査の方針と情報の取りまとめ方	第4条（5）MDAに係る協力と技術に関する調査
2	調査対象国向けのJICAによる協力のアイデア	第4条（7）調査対象国向けにMDAを活用して海上保安能力を向上するための協力内容・実装方法について提案

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.94人月

(現地渡航回数：延べ4回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇 格付の目安（2号）】

- 1) 対象国及び類似地域：対象国5か国、特に、現地調査対象の2か国
- 2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

本業務に関する以下の資料を社会基盤部 運輸交通グループ第二チームより配付しますので、[imgtr@jica.go.jp](mailto:imgtr@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

「海上保安分野協力戦略策定のための情報収集・確認調査」(実施中) 報告書(案)

##### 2) 公開資料

- [大洋州地域 海上保安・安全分野基礎情報収集・確認調査報告書](#) (2019)

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?method=detail&bibId=1000040478&bsCls=0>

- [スリランカ国 海上保安能力向上計画準備調査報告書](#) (2016)

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?method=detail&bibId=1000026606&bsCls=0>

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置 (英語⇔現地語)	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

※ C/P との間に発生するコミュニケーション (協議時の言語、資料の言語、メールの言語等) 含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です。

※ CP との間では英語可ですが、一部のプロジェクトサイトでのコミュニケーションはベンガル語またはシンハラ語となります。

#### (6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ・スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行

うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

バングラデシュにおいては、安全対策上、JICA が指定する宿泊施設以外への宿泊は認められません。また、ダッカ市、チョットグラム市、コックスバザール市での宿泊料については、JICA「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の別添資料 3 に基づき 格付の号を問わず、一律 15,500 円/泊の定額で見積もってください。上記以外の都市については「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版に記載の通りです。

## 2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

\* 評価対象とする類似業務：安全保障、海上保安もしくは開発計画の策定にかかる業務

### (2) 業務の実施方針等

#### 1) 業務実施の基本方針

#### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

#### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作

業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

#### (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### (4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

##### 1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

### 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

#### (2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章

入札の手続き」の「6.（2）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（3）定額計上について

**本案件は、定額計上はありません。**

（4）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（5）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2